

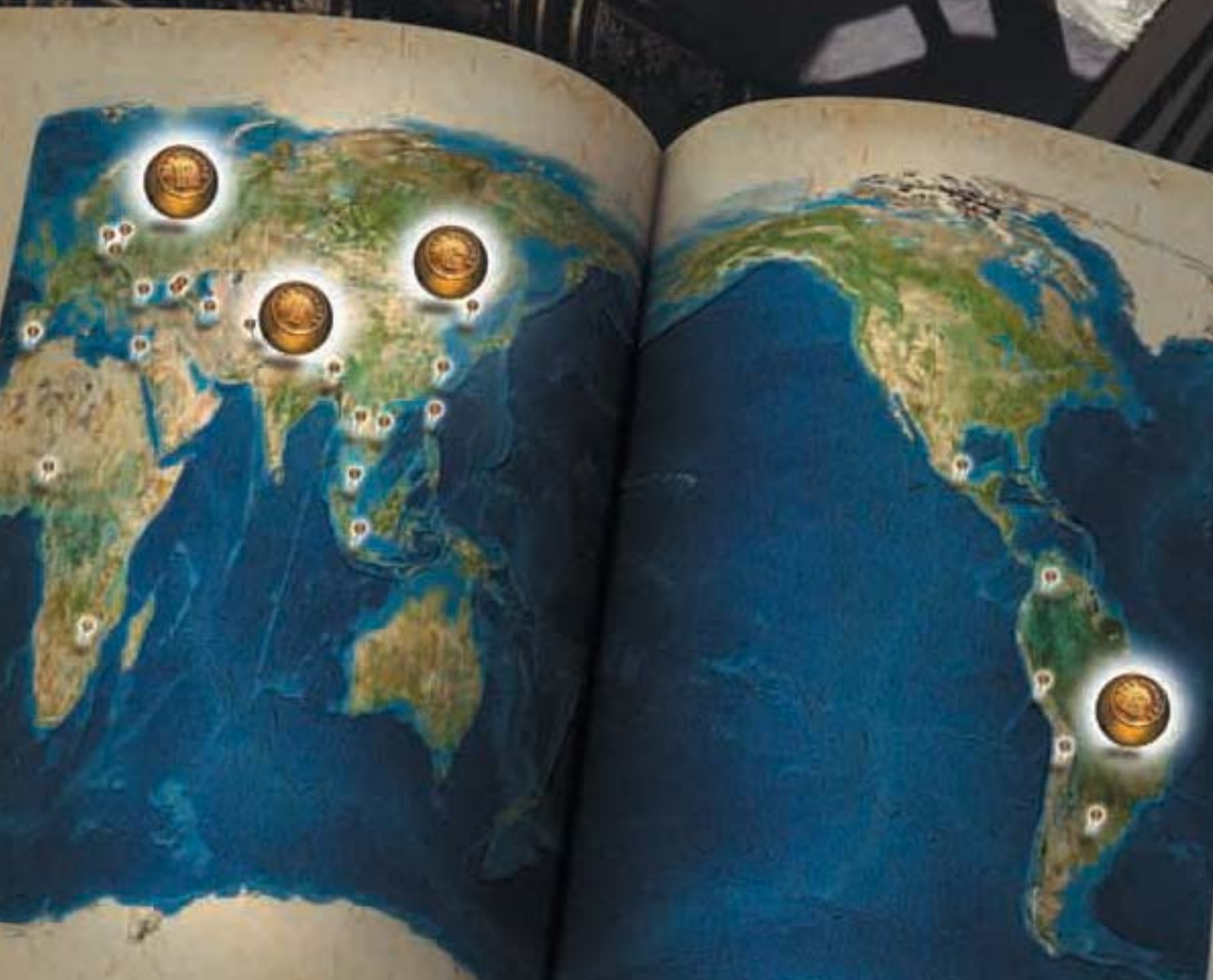
愛称:

りそな BRICsプラス

D W S 世界新興国株式ファンド

追加型投信／海外／株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



A member of
Deutsche Bank Group



Deutsche Bank Group

この冊子の前半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」の投資信託説明書（交付目論見書）、後半部分は「DWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）」の投資信託説明書（請求目論見書）です。

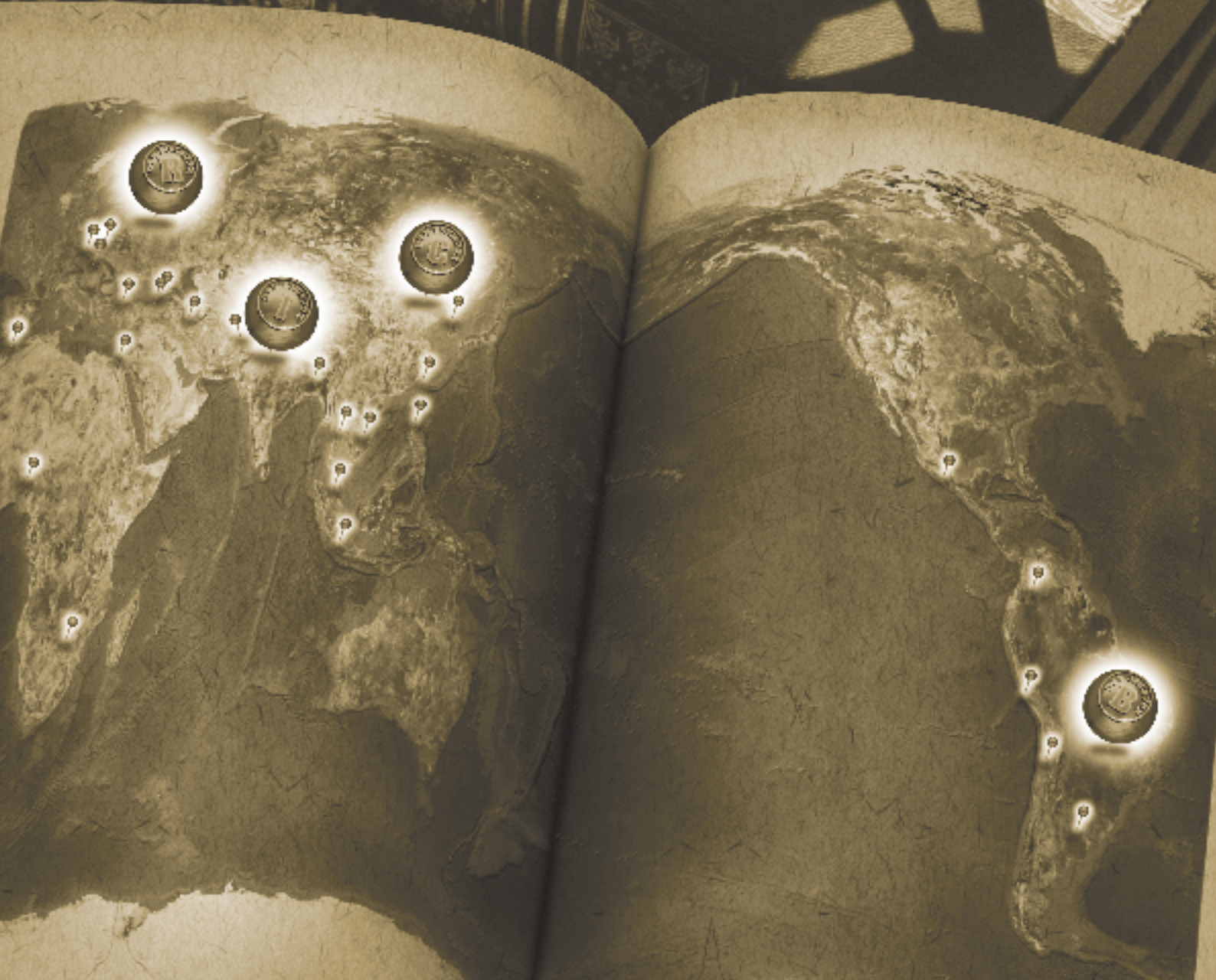
愛称:

りそな BRICsプラス

DWS世界新興国株式ファンド

追加型投信／海外／株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。



本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



A member of
Deutsche Bank Group



1. 本書により行うDWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年5月18日に関東財務局長に提出しており、平成22年5月19日にその効力が発生しております。
2. 当該有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は、投資家から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
3. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発 行 者 名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 関崎 司
本店の所在の場所	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

下記の事項は、当ファンドをお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項及び投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは主に外国の株式を実質的な投資対象としますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「カントリーリスク」、「信用リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「リスクと留意点」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金（解約）手数料

当ファンドには、換金（解約）手数料はありません。

◆信託財産留保額

ありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.974%（税抜1.88%）を乗じて得た額とします。

◆その他の費用

- ・ 信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

なお、当該費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

また、当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金等」をご覧ください。

以上



Contents

1	ファンドの概要	1
2	ファンドの特徴	3
	ファンドの特色	3
	具体的な運用プロセス	6
	基本的性格	7
	主な投資対象	9
	主な投資制限	9
	分配方針	10
3	ファンド情報の入手方法	10
4	リスクと留意点	11
5	申込(販売)手続等	13
6	換金(解約)手続等	15
7	費用・税金等	17
	その他の手数料等	18
	課税上の取扱い	19
8	ファンドの仕組み・運用体制	20
	ファンドの仕組み	20
	委託会社の概況	21
	運用体制	22
	投資リスクに対する管理体制	24
9	その他	26
	ファンド管理の概要および 運営等に関する事項について	26
	受益者の権利等	29
	国内投資信託受益証券の形態等	30
	発行(売出) 価額の総額	30
	申込期間	30
	振替機関に関する事項	30
	払込期日	30
	申込取扱場所・払込取扱場所	30
	その他	30
	国内投資信託受益証券事務の概要	31
	運用状況	32
	財務ハイライト情報	37
	ファンドの詳細情報の項目	39
	信託約款	41



1 ファンドの概要

ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込(販売) 手続等	換金(解約) 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

ファンド名	DWS世界新興国株式ファンド (愛称:りそなBRICSプラス)
基本的性格	追加型投信/海外/株式
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	DWS世界新興国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」という場合があります。)を通じて、主にブラジル、ロシア、インド、中国、(香港を含みます。)など新興国の企業の株式および預託証券等(以下「株式等」といいます。)に投資します。
主な投資制限	●株式への実質投資割合には制限を設けません。 ●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
主なリスク	●株価変動リスク ●為替変動リスク ●カントリーリスク ●信用リスク ●流動性リスク 等 詳しくは、後述の「リスクと留意点」をご参照ください。
信託期間	信託設定日(平成19年1月31日)から無期限とします。
決算日	年2回、原則として毎年2月18日および8月18日とします。 当該日が休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	毎決算時に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。 ※分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

詳しくは
P10
をご参照ください。

詳しくは
P11
をご参照ください。

詳しくは
P9
をご参照ください。



申込受付け	申込単位	申込価額	申込手数料	解約受付け	解約単位	解約価額	信託財産留保額	解約代金支払日	信託報酬等
原則として、販売会社の営業日に取得申込みを受付けます。 ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。	販売会社が定める単位とします。	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。	原則として、販売会社の営業日に解約請求を受付けます。 ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。	販売会社が定める単位とします。	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。	ありません。	原則として、解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いいたします。	信託財産の純資産総額に対して年率1・974%（税抜1・88%） この他に、純資産総額に対して年率0・10%を上限として諸費用等（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用等を含みます。）が信託財産から差し引かれます。 また、信託財産における組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用等についても、別途信託財産が負担します。

詳しくは
P17
をご参照ください。

詳しくは
P15
をご参照ください。

詳しくは
P13
をご参照ください。

委託会社の照会先（基準価額、販売会社等について）

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
・フリーダイヤル 0120-442-785（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）



2 ファンドの特徴

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む。）（以下「BRICs」）など新興国の企業の株式等に投資します。

主にBRICsと、それにプラスして、BRICsに続く高い経済成長が期待されている他の新興国『プラス』の企業の株式等に投資します。

『プラス』については、投資対象国を限定しません。

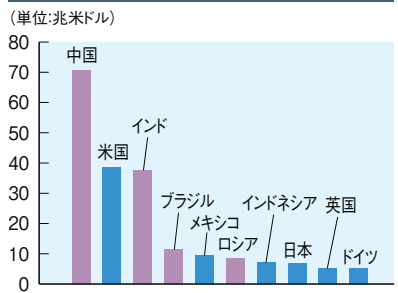
BRICsを中心に『プラス』にも投資することで、投資対象の分散を図るとともに、新興国の高い経済成長を捉え、中長期的に高いリターンを追求する運用を目指します。

なお、新興国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の取引所に上場されている新興国の企業の株式等に投資することもあります。

「新興国」とは…
投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、国際通貨基金（IMF）、世界銀行、国際金融公社（IFC）等が先進国に定めていないすべての国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。
DWSについては、後記「DWSの概要」をご参照ください。

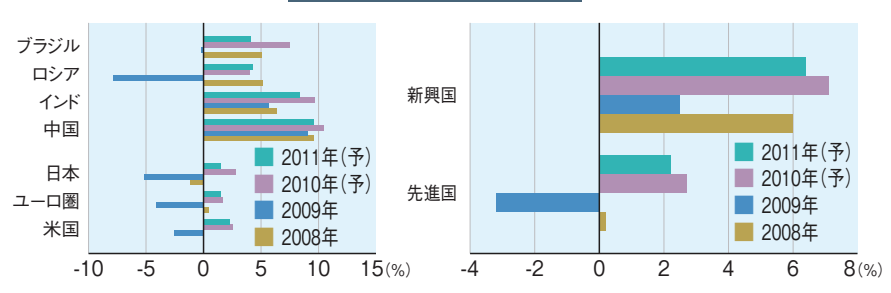
《BRICs》と《プラス》の経済成長

■ 2050年の経済規模 上位10カ国予想



出所：ゴールドマン・サックス証券が2007年3月に発表した経済予測レポートを基にドイチュ・アセット・マネジメント株式が作成
※2009年の上位10カ国は、米国、日本、中国、ドイツ、フランス、英国、イタリア、ブラジル、スペイン、カナダ。インド、ロシアはそれぞれ11位、12位
出所：国際通貨基金（IMF）World Economic Outlook Database（2010年10月）

■ 経済成長率（実質GDP）



出所：国際通貨基金（IMF）World Economic Outlook Database（2010年10月）2010年以降は予測値

出所：国際通貨基金（IMF）World Economic Outlook Database（2010年10月）2010年以降は予測値

※データは記載時点のものであり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

◆マザーファンド

投資家が取得するファンドを「ベビーファンド」といい、ベビーファンドの資金をまとめて運用するためのファンドを「マザーファンド」といいます。

◆預託証券

ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。預託証券（DR）は、株式と同様に証券取引所などで取引され、流通される市場や形態によって多様です。

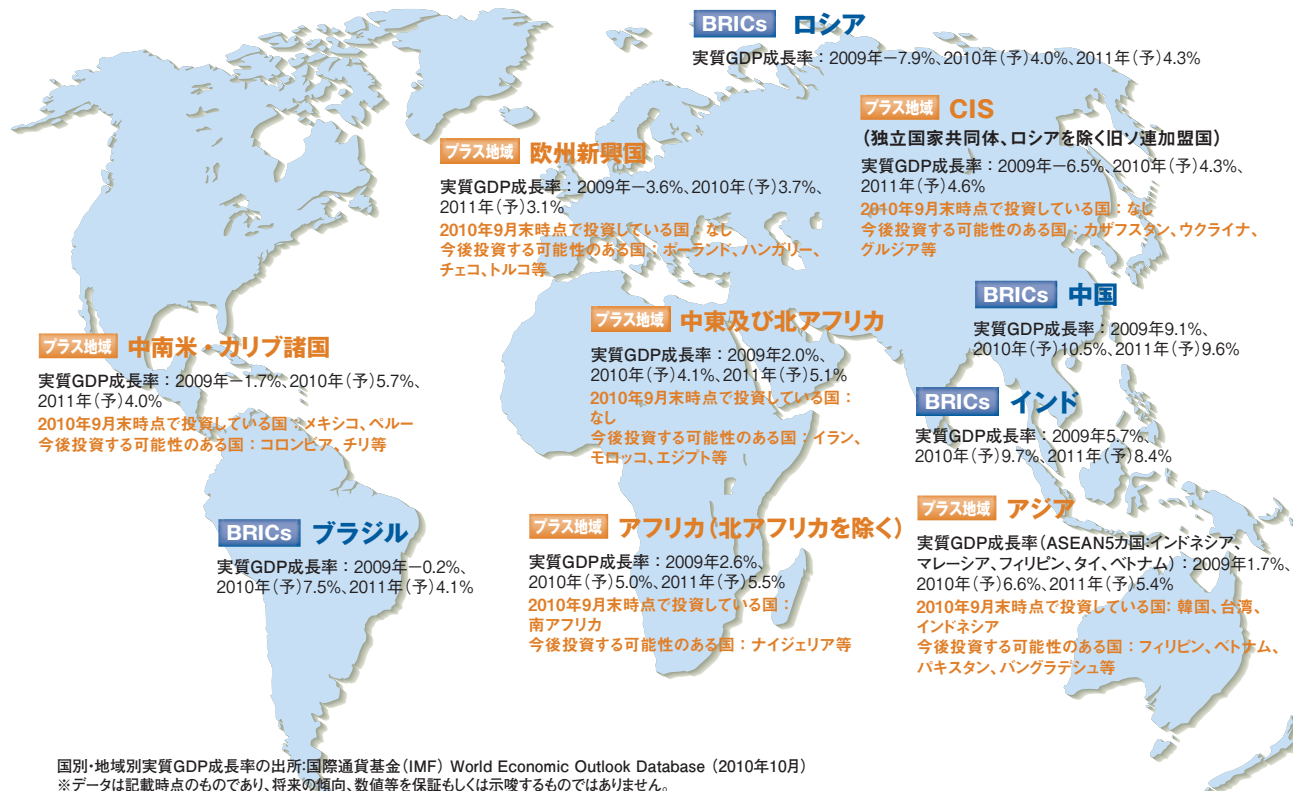


BRICs と プラス 投資対象国・地域の例

《プラス》の定義：BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)以外で投資対象国となる新興国《プラス》は、投資を行う時点で、国際通貨基金(IMF)、世界銀行、国際金融公社(IFC)等が先進国に定めていないすべての国のうち、DWSがBRICsに続く高い経済成長が期待されていると判断する国とします。なお、投資対象国となる新興国《プラス》の定義は、DWSの判断により変更される場合があります。

上記定義により、NEXT11(ゴールドマン・サックス)やVISTA(BRICs経済研究所)など、ポストBRICs、ネクストBRICsとして成長が期待される国・地域もすべて投資対象に含みます。

以下はマザーファンドがすでに投資している国・地域および今後投資する可能性のある国・地域の例をご参考までに表示したものです。これらは当資料作成時点のものであり、今後予告なく変更する場合があります。また、将来における当該国・地域の組入れを保証もしくは示唆するものではありません。実際に投資する国・地域や企業、組入比率などは、DWSが決定いたします。



用語解説



2 マザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSに委託します。

DWSは、ドイツ・アセット・マネジメント・グループのリーディング・ビジネスを担う投資信託会社グループです。（後記「DWSの概要」を参照ください。）
当ファンドは、委託会社が、DWSの一員であるDWSインベストメント GmbH にマザーファンドの運用の委託を行う国内公募投資信託です。

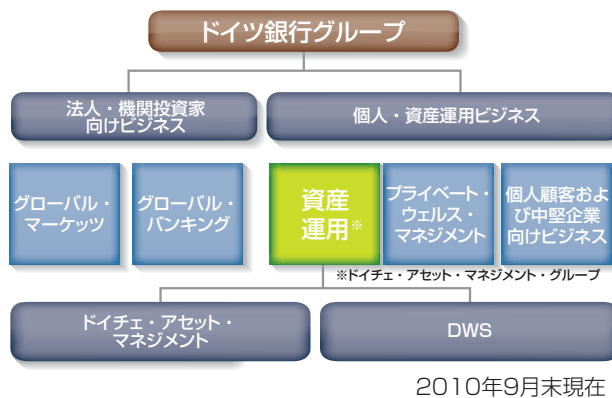
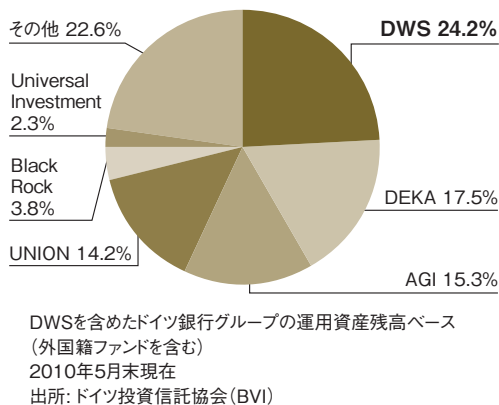
DWSの概要

- ◆ 設立 1956年（昭和31年）
- ◆ 資本金 115億ユーロ
- ◆ 従業員 1,000人
- ◆ 運用ファンド数 約1,400人
- ◆ 運用資産残高 約580本
- ◆ 運用資産残高 約850本
- ◆ 運用資産残高 約1,421億ユーロ
- ◆ 運用資産残高 約2,840億ユーロ
- ◆ 市場シェア 24.2%

◆ DWS（ディー・ダブルユー・エス）とは、有価証券の専門家、を意味するドイツ語 Die Wertpapier Spezialisten を略したものです。

- ※1 2009年12月末現在
- ※2 ドイツ国内を含む。
- ※3 ヨーロッパ内を含む。
- ※4 DWSを含めたドイツ銀行グループの運用資産残高ベース（外国籍ファンドを含む）
- ※5 2010年5月末現在、出所：ドイツ投資信託協会（BVI）

ドイツの投資信託運用会社



◆為替ヘッジ

為替変動に係るリスクを回避するために、通貨の先物取引やオプション取引を利用して、将来のある時点で事前に決められた一定の交換レートで外貨を売り、円を買う取引を行うことなどをいいます。

◆外貨建資産

ファンドに組入れている外貨建の株式や債券などを合計した資産を外貨建資産といいます。

◆ファンド

多数の投資家から集めた資金をひとまとめにして専門家が運用し、その成果を投資家に還元する仕組みのことをいいます。本書では、投資信託のことを指します。



・前記設立、資本金はDWSの中核会社であるDWSインベストメントGmbHに関するものです。

3 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

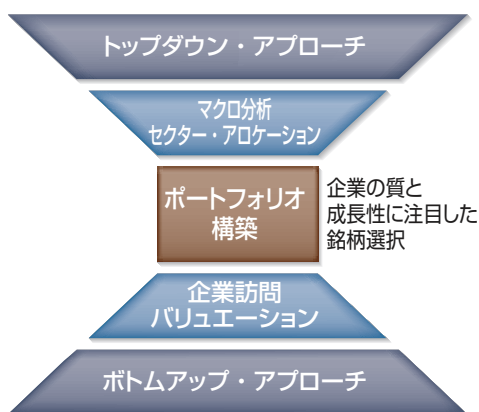
「実質外貨建資産」とは、

ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドに属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。以下同じ。

具体的な運用プロセス

株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。

トップダウン・アプローチによる国別配分の決定およびボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



（注１）前記運用プロセスは、マザーファンドに関するものです。

（注２）前記は本書作成時点のものであり、今後変更となる可能性があります。

※市況動向および資金動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

用語解説

◆ポートフォリオ

ファンド等の運用資産全体や、株・債券等の有価証券の銘柄群などを指します。

◆トップダウン・アプローチ

経済情勢や産業動向などマクロ的な投資環境の予測・分析などにより、投資の資産配分や業種配分を決定した上で投資銘柄を選択する運用手法をいいます。

◆ボトムアップ・アプローチ

個別銘柄に対する調査・分析に基づいて投資銘柄を選択する運用手法をいいます。



当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型投信	内外	その他資産()	E T F	特殊型
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

＜商品分類の定義について＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

基本的性格

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



＜属性区分表＞

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル				
	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米				条件付 運用型
	年6回 (隔月)	欧州				
	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX	ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア				
その他資産 (投資信託証券 (株式))	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
	その他 ()	アフリカ			その他 ()	その他 ()
資産複合 ()		中近東 (中東)				
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

＜属性区分の定義について＞

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「**その他資産**」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券および不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（**投資信託証券**）を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「**株式**」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「**年2回**」とは、目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「**エマージング**」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
4. 「投資形態」の区分のうち、「**ファミリーファンド**」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「**なし**」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

用語解説



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込(販売) 手続等	換金(解約) 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

主な投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンドへの投資を通じて、高い経済成長が期待されているブラジル、ロシア、インド、中国(香港を含む。)など新興国の企業の株式等に投資を行います。

※詳しくは「信託約款」をご参照ください。

主な投資制限

〈信託約款で定める主な投資制限〉

①株式への投資制限

株式への実質投資割合※には制限を設けません。

※「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額(ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)*との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

②外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への投資制限

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)*への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④同一銘柄の株式等への投資制限

a. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

b. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)*への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(注) マザーファンドの投資制限については、当ファンドと実質的に同一です。

※詳しくは「信託約款」をご参照ください。

〈法令で定める投資制限〉

①同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)*第9条)委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa. の数がb. の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a. 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

②デリバティブ取引に係る投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当

◆純資産総額

ファンドに組入れられている株式や公社債などを時価で評価し、株式や公社債などから得られる配当金や利息などの収入を加えた資産の総額から、ファンドの運用に必要な費用などを差し引いた金額のことです。

◆信託財産

ファンドにおいて運用される株式や債券などの有価証券や現金などの財産をいいます。信託財産は、受託会社により保管・管理されています。



該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社 に 指 図 しないものとします。

分配方針

毎決算時（原則として毎年2月18日および8月18日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

3 ファンド情報の入手方法

① 基準価額

原則として、委託会社の営業日に日々算出されます。

a. 委託会社

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-014421-785
- （受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

b. 販売会社

- 販売会社の本・支店、営業所等の窓口で問合せることができます。

c. 日本経済新聞

- 原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。（略称：BRIC）

② 受益者への定期報告

委託会社は、法令に基づき、当ファンドの計算期間の末日および信託終了時に期中の運用経過、組入保有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

③ 受益者へのお知らせ

重大な信託約款の変更時等、委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

用語解説

◆ 受益者

ファンドを取得した投資者のことです。受益者は保有口数に応じて収益分配金や償還金に対する請求権、解約請求権などの権利を有しています。

◆ 基準価額

純資産総額を計算日における受益権の総口数で割ったものです。なお、便宜上、1万口単位に換算した価額で表示されることがあります。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込（販売）手続等	換金（解約）手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

4 リスクと留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券（外貨建資産）には、この他に為替変動リスクもあります。に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属することとなります。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

① 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。また、株式の発行者に経営不振もしくは債務不履行等が生じた場合、またはそれらが予想される局面となった場合には、当該株式の価格は大きく下落することがあります（価格がゼロになることもあります）。このような場合には、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

② 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。為替変動リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。外貨建資産の価格は、通常、当該外国通貨に対し円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、外貨建資産の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③ カントリーリスク

発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、証券価格が大きく変動する可能性があります。またエマージング・マーケット（新興国市場）には、一般に先進諸国の証券市場に比べ、市場規模、証券取引量が小さく、法制度（証券市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。なお、企業情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、エマージング・マーケットは先進諸国の証券市場に比べカントリーリスクが高くなり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

④ 信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

⑤ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ ファンドの資金流入に伴うリスク

当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）および一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流入に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても

◆円安

日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より低くなることを円安といいます。たとえば、昨日1ドル115円で、今日1ドル117円に変化するような状況のことです。

◆債務不履行

一般に公社債などの発行者が、事前に約束した利払いを遅延したり、元本の償還が不能になることをいいます。デフォルトともいいます。

◆リスク

投資の世界では、予想されるリターン（収益）のブレ（変動）の大きさを指します。「リスクが高い」ということは、当初に期待したリターン（収益）にならない可能性が高いということです。期待に反して損失を被る可能性もあります。リスクとリターンは一般的に比例の関係にあり、高いリターン（収益）が期待できる商品はリスク（変動性）も高くなります。



原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付け予定銘柄によっては流動性などの観点から買付け終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当するため保有証券を大量に売却しなければならぬことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。

また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑦その他の留意点

・委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込み・解約請求の受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込み・解約請求の受付けを取り消すことができます。

・当ファンドの資産規模によっては、運用の基本方針に基づく運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

・当ファンドは、受益権の口数が50億口を下回ることになった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。

・資金動向、市況動向その他の要因により、運用の基本方針にしたがった運用ができない場合があります。

・当ファンドは、次の日は取得申込みおよび解約請求の受付けを行いません。

- ・フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。



用語解説

◆円高

日本円と外国通貨とを交換する比率（＝為替レート）は常に変化するものです。日本円の価値が外国通貨より高くなることを円高といいます。たとえば、昨日1ドル120円で、今日1ドル118円に変化するような状況のことです。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込（販売）手続等	換金（解約）手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

5 申込（販売）手続等

① 取得申込みの受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取り扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約*（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※ 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

② 当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うため後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を

含め、以下「振替機関等」といいます。）の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③ 申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④ 申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑤ 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3・15%（税抜3・0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

◆申込手数料

ファンドの取得申込みの際に投資家が販売会社に支払う手数料のことです。申込手数料はファンド毎に販売会社がそれぞれ独自に定めています。

◆自動けいぞく投資

収益分配時に、分配金から税金を差し引いた金額を無手数料で同一ファンドに自動的に再投資することをいいます。

◆販売会社

ファンドの販売を行う会社（証券会社や銀行、生保、損保などの金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱いのほか、解約請求の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払いなどを行い、ファンドに関する投資家への窓口となります。



⑥ 申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社を支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

⑦ 取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し等

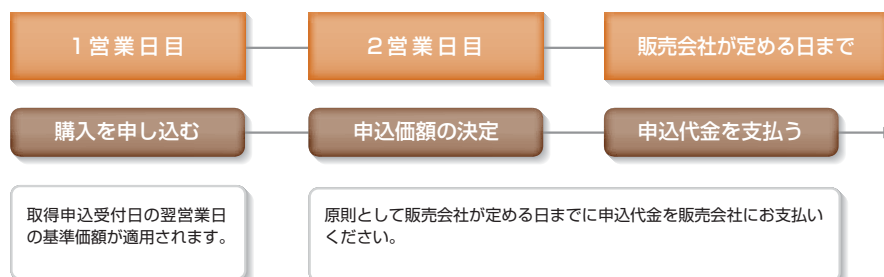
a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができません。

b. 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

申込代金の支払いまで（イメージ図）



用語解説

◆受益権

ファンドの収益を受ける権利のことです。

◆申込代金

申込金額（基準価額に取得申込口数を乗じて得た額）に、申込手数料などを加算した額をいいます。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込（販売）手続等	換金（解約）手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

6 換金（解約）手続等

① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分として取り扱います。

② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

④ お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは、後記「フ 費用・税金等 課税上の取扱い」をご参照ください。

⑤ 解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せください。

⑥ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。

⑦ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記③に準じて計算された価額とします。

（注）前記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆買取請求

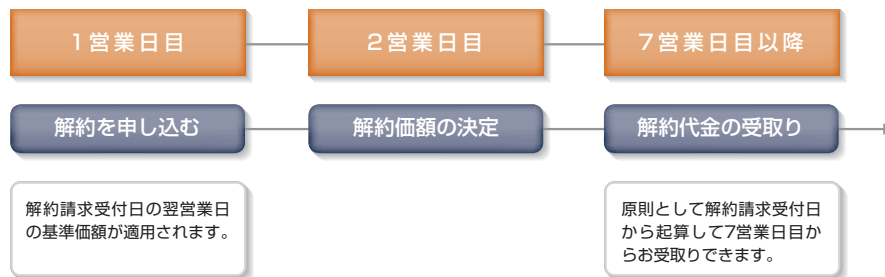
ファンドの換金方法の一つで、受益権を販売会社に買い取ってもらうことにより換金する方法をいいます。



委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

解約代金の受取りまで（イメージ図）



用語解説



<個人の受益者の場合>

以下の内容は平成22年9月末現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

時期	項目	受益者の費用・税金	
申 込 時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額	
信 託 期 間 中	信託報酬*	信託財産の純資産総額に対して年率1.974%（税抜1.88%）	【内訳】 販売会社 年率0.945%（税抜0.90%） 委託会社 年率0.945%（税抜0.90%） 受託会社 年率0.084%（税抜0.08%）
収益分配金受取時	税金	普通分配金×10%（所得税7%、地方税3%） （注）税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。	
解約請求による換金時	信託財産留保額	ありません。	
	税金	一部解約時の差益×10%（所得税7%、地方税3%） （注）税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。	
ファンドの償還時	税金	償還時の差益×10%（所得税7%、地方税3%） （注）税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%、地方税5%）となる予定です。	

※信託報酬ならびに当該信託報酬に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。

委託会社および受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。また、マザーファンドの運用の指図を行うDWSインベストメントGmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

（注）課税上の取扱いの詳細については、後記「課税上の取扱い」をご参照ください。

買取請求については、販売会社にお問合せください。

7 費用・税金等

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

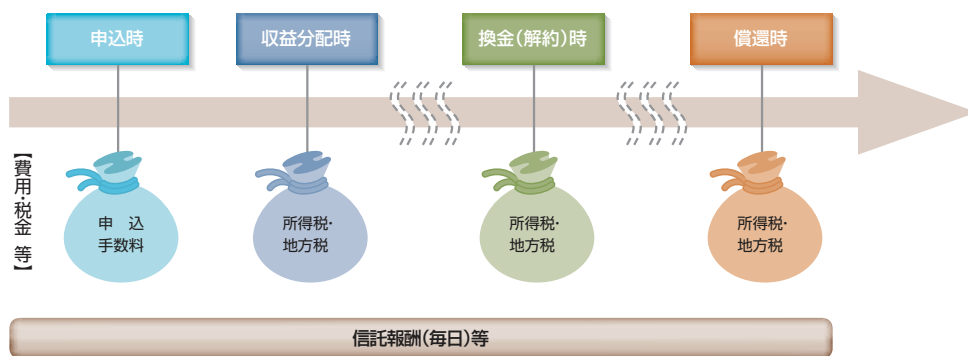
その他

◆信託報酬

受益者が信託財産から間接的に負担する費用です。委託会社、受託会社、販売会社がそれぞれの業務に対する報酬として受け取るもので、ファンド毎に一定の率が契約によって決められています。



申込みから換金（解約）および償還までの費用の概要（イメージ図）



※詳細は前記をご参照ください。

その他の手数料等

当ファンドは、以下の費用を受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵

送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

②委託会社は、前記①に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために、支払金額を信託財産から受領することができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受領する際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができません。また、委託会社は実際に支払う金額を受領する代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産から受領することもできます。

③前記②において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④前記②において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

なお、有価証券届出書提出日現在、前記②により定める上限は、信託財産の純資産総額に年率0・10%を乗じて得た金額とします。

⑤信託財産における組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料・税金は、信託財産が負担します。その他に、売買委託手数料等に係る消費税等相当額、資産を外国で保管する場合の費用および先物取引・オプション取引に要する費用等についても信託財産が負担するものとします。

◆収益分配

ファンドの決算時に、運用の結果あげられた収益などを受益権の口数に応じて受益者に分配することをいいます。収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

用語解説

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の入手方法

リスクと留意点

申込（販売）手続等

換金（解約）手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み・運用体制

その他



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込（販売） 手続等	換金（解約） 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

課税上の取扱い

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

① 個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については下記「② 収益分配金について」をご参照ください。）

② 収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ii）当該収

益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

③ 課税の取扱いについて

以下の内容は平成22年9月末現在施行されている税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として10%（所得税7%および地方税3%）※1の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

◆ 一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時および償還時の差益については譲渡所得となり、原則として10%（所得税7%および地方税3%）※1の税率による申告分離課税が適用されます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b. 法人の受益者に対する課税

◆ 収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）※2の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

※1 税率は平成24年1月1日から20%（所得税15%および地方税5%

◆ 普通分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、課税される分配金のことです。

◆ 特別分配金

ファンドの決算のときに受け取る分配金の中で、「元本の一部の払い戻しに相当する部分」として非課税扱いになる分配金のことです。

◆ 個別元本

各受益者の取得元本（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）のことです。



となる予定です。

※2 税率は平成24年1月1日から15%（所得税のみ）となる予定です。

（注1）前記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せください。

（注2）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認ください。

8 ファンドの 仕組み・運用体制

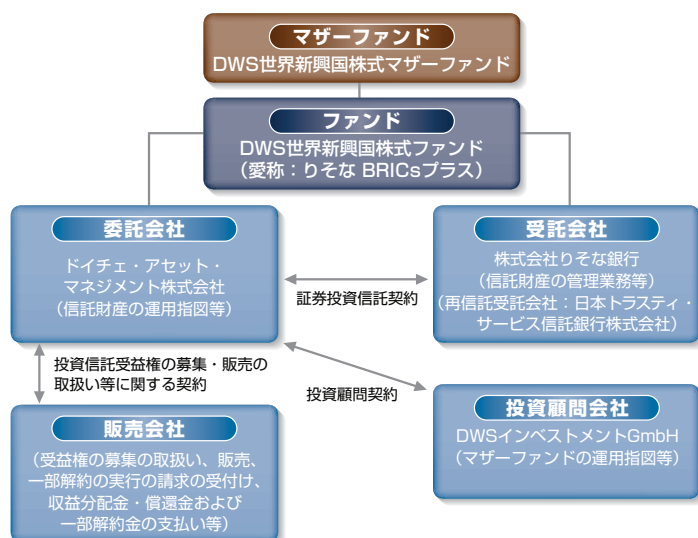
ファンドの仕組み

①ファミリーファンド方式により運用します。

「ファミリーファンド方式」とは…

運用および管理面の合理化・効率化をはかるため、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。

ファンドの仕組み



用語解説

◆委託会社

信託財産の運用指図等を行う運用会社をいいます。商品の性格や運用方針などを決め、投資家に商品を説明する目論見書や運用内容・結果を説明する運用報告書の作成などを行います。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込(販売) 手続等	換金(解約) 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

②委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(「委託会社」)

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 株式会社りそな銀行(「受託会社」)

(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金・償還金および一部解約金の支払い等を行います。

d. DWSインベストメント GmbH(「投資顧問会社」)

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

■ 資本金の額 (2010年9月末現在)

資本金の額	3,078百万円
-------	----------

■ 沿革

1985年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメント(株)に社名を変更
2002年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

■ 大株主の状況 (2010年9月末現在)

名 称	ドイチェ・アジア・パシフィック・ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド
住 所	シンガポール 048583 ワン ラフルズ クウェイ #17-10
所有株式	61,560株
所有比率	100%

◆受託会社

信託財産の保管・管理を行う信託会社または信託業務を行う銀行をいいます。委託会社と締結した信託契約に基づいて、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図または連絡などの業務を行います。

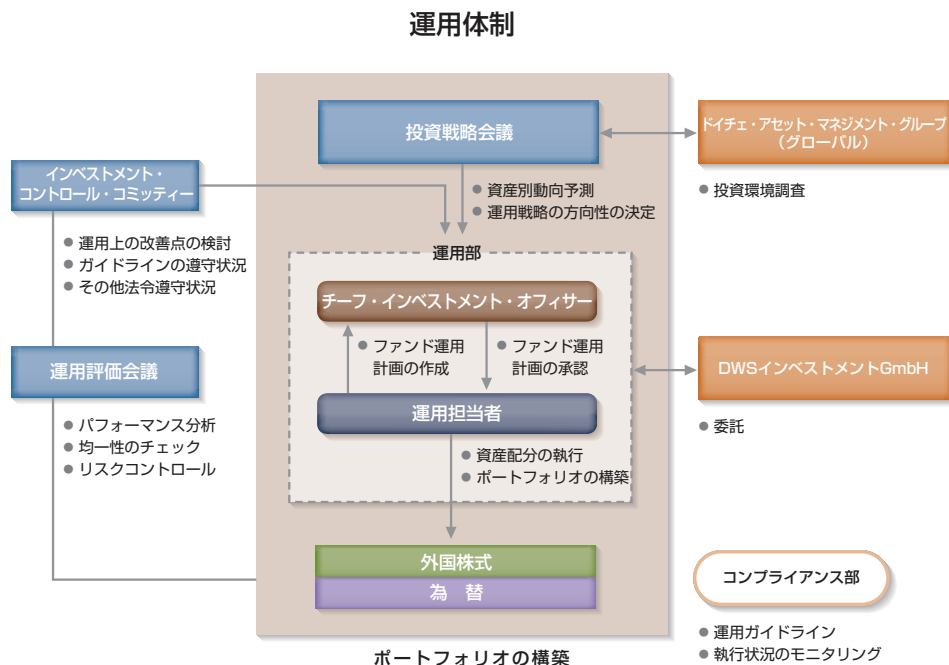
◆目論見書

ファンドの内容を説明する法定文書です。ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、投資家から請求があった場合に交付される「請求目論見書」があります。なお、別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合もあります。



運用体制

① ファンドの運用体制



委託会社は、マザーファンドに係る運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH（所在地：ドイツ・フランクフルト）に委託します（以下、「運用委託先」という場合があります）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価およびリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれもチーフ・インベストメント・オフィサーが主催し、各運用担当者および必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定など、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程および運用部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換および定期的な訪問などを通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は前述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

用語解説

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の入手方法

リスクと留意点

申込（販売）手続等

換金（解約）手続等

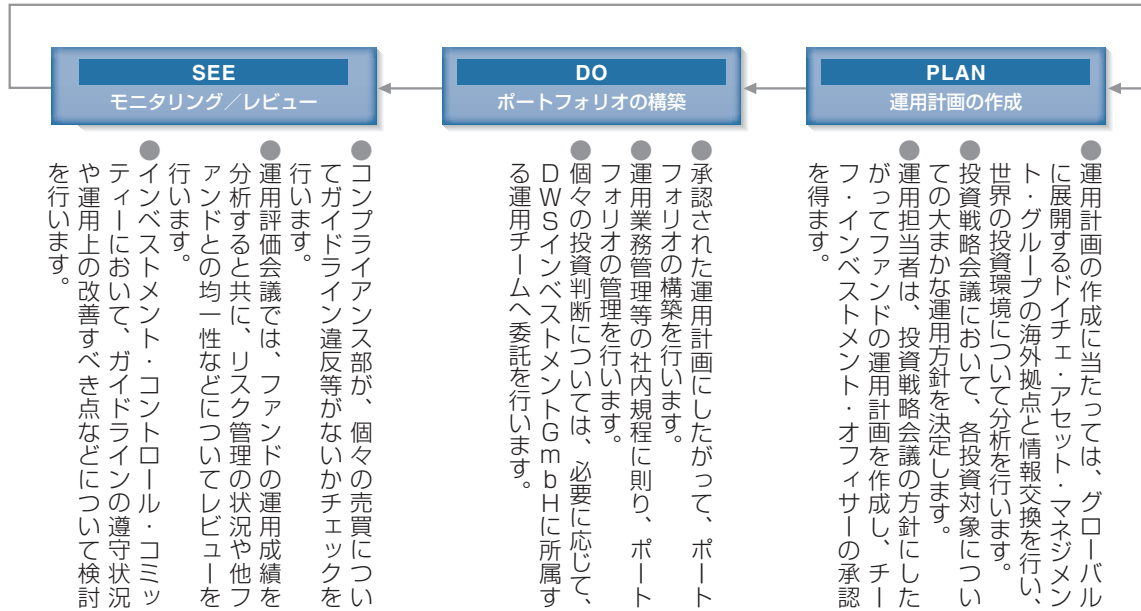
費用・税金等

ファンドの仕組み・運用体制

その他



運用の流れ



〈内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織〉

インベストメント・コントロール・コミッティは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティに報告します。エグゼクティブ・コミッティは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況および利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性および業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。前記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

〈委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制〉

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行および全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニタリングしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況含む）および内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティに報告され、同コミッティは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点などが判明した場合、直ちに運用委託先に報告および是正を求めるものとなります。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

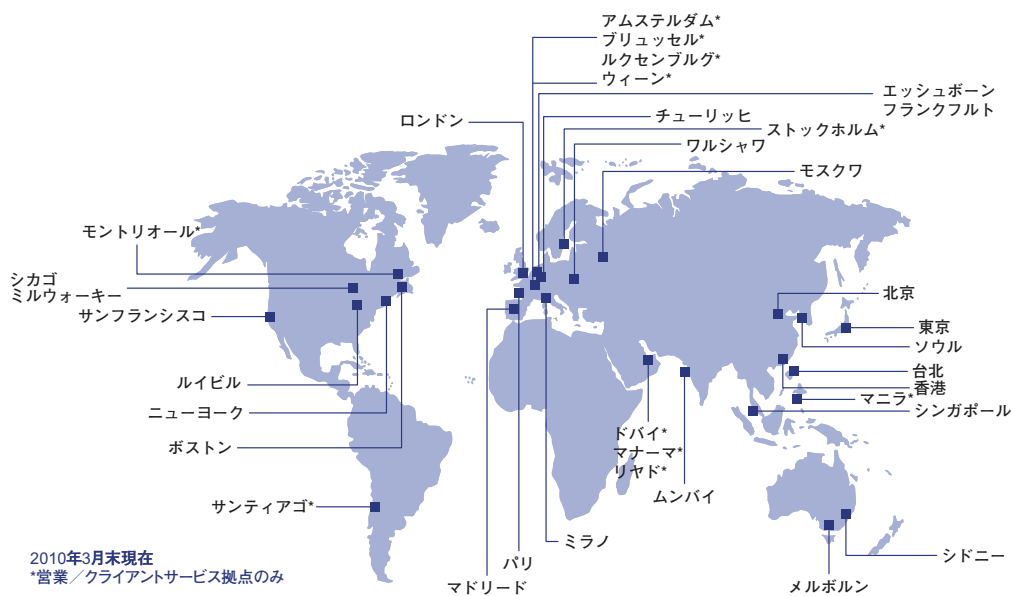
費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



② **ドイツ・エ・アセット・マネジメント・グループの概要**
 ドイツ銀行グループの一員として、世界30都市以上に拠点を構え、総勢770人のファンド・マネジャーおよびリサーチ・スペシャリスト等の投資プロフェッショナルが緊密なチーム体制のもとグローバルな観点から調査・分析、運用業務を推進しています。

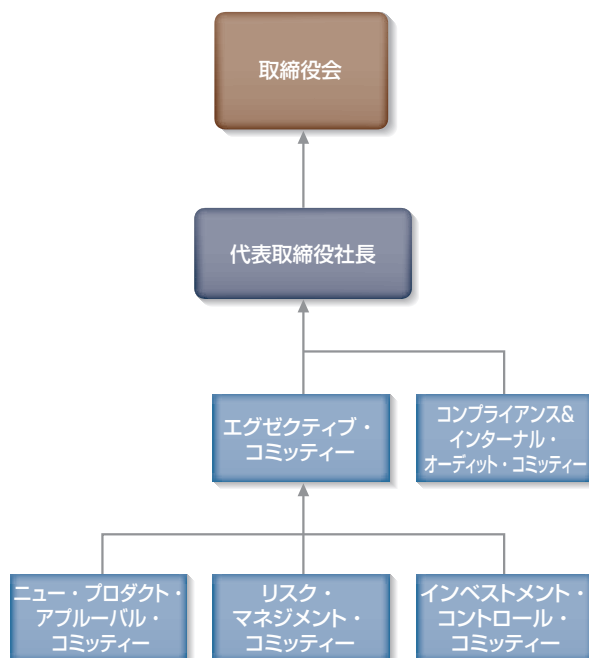


(注) 運用体制は、今後変更となる場合があります。

投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は次の通りです。

① リスク管理体制について



② 各コミッティー等の概要

◆ エグゼクティブ・コミッティ

・業務運営、リスク管理および内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については、代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。

・毎月開催

◆ リスク・マネジメント・コミッティ

・リスク管理（主として自己勘定および委託会社全体に係る

◆ ファンド・マネジャー

ファンドの運用に携わる専門家のことをいいます。

用語解説



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込（販売） 手続等	換金（解約） 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

リスク）および内部統制に係る事項について決議する機関です。

・毎月開催

◆インベストメント・コントロール・コミッティー

・顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、意思決定を行う決議機関です。

・毎月開催

◆ニュー・プロダクト・アプルーバル・コミッティー

・新商品の導入にあたり、付随する諸問題等を導入前に検討し、導入の承認を決議するとともに、既存商品の変更についても、同様に検討し、当該変更の承認を決議する機関です。

・随時開催

◆コンプライアンス&インターナル・オーディット・コミッティー

・法務、コンプライアンスおよび監査に係る諸問題等（役職員の表彰・懲戒に係る事項を含む。）を把握し、必要な意思決定を行う決議機関です。

・6カ月毎に開催

◆コンプライアンス部

・法令および諸規則の遵守状況・運用業務等の適正な執行の管理を行います。

・違反等の是正・改善および未然防止のための助言、チェック、取締役会への報告を行います。

・資産運用は、運用部による内部管理のほかに、コンプライアンス部が運用ガイドラインの遵守等、運用部から独立した立場で以下の項目をチェックします。

- ・運用ガイドラインのモニター
- ・取引の妥当性のチェック
- ・利益相反取引のチェック

◆監査部

・監査部は、内部監査の立案、実施等を行い、委託会社における内部管理態勢、リスク管理態勢の適切性、有効性の検証を行います。

（注）投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。



9 その他

ファンド管理の概要および 運営等に関する事項について

資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉
基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。
（略称：BRIC）

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド	株式
基準価額で評価します。	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

公社債等

法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。

外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）から無期限とします。

計算期間

①当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。

②前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

信託の終了

①委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信

用語解説

◆信託期間

ファンドが設定されてから償還されるまでの期間をいいます。



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込(販売) 手続等	換金(解約) 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、前記①の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記①の信託契約の解約をしません。

⑤委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥前記③から⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

信託約款の変更

①委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるも

のとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託会社は、前記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記①の信託約款の変更をしません。

⑤委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

信託契約に関する監督官庁の命令

①委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記「信託約款の変更」の規定にしたがいます。

◆信託約款

ファンドの運営・管理上の基本となる運用方針や仕組み等を定めているものです。「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて作成され、あらかじめ監督官庁に届出が行われます。委託会社と受託会社は、信託約款に基づいてファンドの運営・管理を行います。

◆公告

国、公共団体、企業が、ある事項を広く一般に知らせること。官報・新聞への掲載や掲示などをいいます。



■委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- ①委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ②前記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「■信託約款の変更 ④」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

■運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

■関係法人との契約の更改等

①投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3カ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

②投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとしめます。

■委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- ①委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ②委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

■受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「■信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

■信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めめます。

■再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

用語解説

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の入手方法	リスクと留意点	申込（販売）手続等	換金（解約）手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み・運用体制	その他
---------	---------	-------------	---------	-----------	-----------	--------	---------------	-----

受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」の「■信託の終了」または「■信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「ファンド管理の概要および運営等に関する事項について」の「■信託の終了 ②」または「■信託約款の変更 ②」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



内国投資信託受益証券の形態等

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行（売出）価額の総額

1兆円を上限とします。

申込期間

平成22年5月19日から平成23年5月18日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する場合、取得申込みの受け付けは行いません。

※継続申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

振替機関に関する事項

振替機関は次の通りです。
株式会社証券保管振替機構

払込期日

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

申込取扱場所・払込取扱場所

原則として販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。払込みは原則として、申込みの取扱いを行った販売会社において取り扱います。販売会社については、委託会社の下記照会先にお問合せください。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

その他

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

用語解説

◆追加型株式投資信託

当初設定後も追加設定が行われ、追加設定後も当初の信託財産とともに運用される株式投資信託で、オープン型投資信託ともいいます。基本的にいつでも時価で買付・売却が可能です。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



ファンドの概要	ファンドの特徴	ファンド情報の 入手方法	リスクと 留意点	申込（販売） 手続等	換金（解約） 手続等	費用・税金等	ファンドの仕組み ・運用体制	その他
---------	---------	-----------------	-------------	---------------	---------------	--------	-------------------	-----

内国投資信託受益証券事務の概要

① 名義書換について

該当事項はありません。

② 受益者集会について

受益者集会は開催しません。したがってその議決権は存在しません。

③ 受益者に対する特典

該当事項はありません。

④ 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続きおよび受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとなります。

a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

b. 前記 a. の申請のある場合には、前記 a. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 a. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとなります。

c. 前記 a. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

d. 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

⑤ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとなります。

⑥ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

⑦ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



(1) 【投資状況】
「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成22年 9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	20,967,338,068	100.71
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	△147,530,952	△0.71
合計(純資産総額)	—	20,819,807,116	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成22年 9月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	カナダ	890,684,784	3.84
	バミューダ	664,902,000	2.86
	香港	876,528,000	3.78
	ルクセンブルグ	563,102,760	2.43
	インドネシア	314,212,500	1.35
	メキシコ	607,419,372	2.62
	ブラジル	4,619,813,638	19.90
	韓国	1,605,979,370	6.92
	台湾	1,802,860,412	7.77
	インド	2,727,771,170	11.75
	南アフリカ	1,155,354,000	4.98
	ロシア	2,406,128,538	10.36
	中国	2,412,231,840	10.39
	ケイマン	1,678,646,880	7.23
	小計	22,325,635,264	96.16
コール・ローン・その他の資産 (負債控除後)	—	891,355,406	3.84
合計(純資産総額)	—	23,216,990,670	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。



(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

「DWS世界新興国株式ファンド」

＜評価額(全銘柄)＞

(平成22年 9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	DWS世界新興国株式 マザーファンド	25,959,314,187	0.7738 0.8077	20,087,317,318 20,967,338,068	100.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

＜種類別投資比率＞

(平成22年 9月30日現在)

種類	国内／外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.71
合計	—	100.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

＜評価額(上位30銘柄)＞

(平成22年 9月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株数)	簿価単価 評価単価 (円)	簿価金額 評価金額 (円)	投資 比率 (%)
ブラジル	株式	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	エネルギー	709,443	1,549.12 1,520.88	1,099,015,360 1,078,979,798	4.65
台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製 造装置	1,100,000	828.14 861.66	910,955,760 947,836,560	4.08
ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	400,000	2,160.68 2,265.35	864,274,320 906,141,600	3.90
ロシア	株式	LUKOIL-SPON ADR	エネルギー	150,000	4,543.04 4,724.09	681,456,600 708,614,280	3.05
南アフリカ	株式	MTN GROUP LTD	電気通信サービス	400,000	1,436.36 1,496.36	574,544,000 598,547,600	2.58
ロシア	株式	GAZPROM SPON ADR	エネルギー	300,000	1,800.45 1,739.26	540,136,080 521,779,500	2.25
香港	株式	CHINA MOBILE LTD	電気通信サービス	600,000	908.28 862.92	544,968,000 517,752,000	2.23
メキシコ	株式	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	電気通信サービス	110,000	4,220.33 4,430.72	464,237,070 487,379,772	2.10
韓国	株式	POSCO-ADR	素材	50,000	8,866.47 9,427.23	443,323,980 471,361,770	2.03
韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	半導体・半導体製 造装置	8,000	57,555.20 56,819.20	460,441,600 454,553,600	1.96
中国	株式	IND & COMM BK OF CHINA - H	銀行	7,000,000	61.88 64.47	433,188,000 451,332,000	1.94
カナダ	株式	IAMGOLD CORP	素材	300,000	1,561.09 1,490.46	468,327,420 447,139,440	1.93
中国	株式	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	保険	1,300,000	358.42 334.80	465,954,647 435,240,000	1.87
ブラジル	株式	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	エネルギー	400,000	1,005.89 1,061.91	402,358,320 424,766,160	1.83
インド	株式	LARSEN & TOUBRO LIMITED	資本財	100,000	3,369.74 3,876.57	336,974,500 387,657,000	1.67
インド	株式	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	資本財	80,000	4,702.78 4,707.06	376,222,800 376,564,800	1.62
韓国	株式	SK TELECOM	電気通信サービス	30,000	12,144.00 12,512.00	364,320,000 375,360,000	1.62

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



台湾	株式	MEDIATEK INC	半導体・半導体製造装置	300,799	1,222.07 1,203.31	367,600,441 361,957,452	1.56
香港	株式	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	各種金融	220,000	1,572.86 1,630.80	346,029,784 358,776,000	1.55
中国	株式	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	保険	400,000	693.36 847.80	277,344,000 339,120,000	1.46
ルクセンブルグ	株式	TENARIS SA-ADR	エネルギー	100,000	3,058.79 3,217.01	305,879,484 321,701,160	1.39
ロシア	株式	GAZPROM RTS CLASSIC	エネルギー	700,000	451.78 437.28	316,252,860 306,102,258	1.32
韓国	株式	KT&G CORP	食品・飲料・タバコ	60,000	4,496.96 5,078.40	269,817,600 304,704,000	1.31
南アフリカ	株式	HARMONY GOLD MINING CO LTD	素材	320,000	909.77 950.74	291,128,000 304,238,400	1.31
インド	株式	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	80,000	3,242.73 3,801.23	259,418,400 304,098,800	1.31
ブラジル	株式	PDG REALTY SA	耐久消費財・アパレル	300,000	899.75 990.17	269,926,020 297,051,300	1.28
ブラジル	株式	JBS SA	食品・飲料・タバコ	814,600	379.36 357.73	309,027,307 291,414,352	1.26
ブラジル	株式	CIELO SA	ソフトウェア・サービス	400,000	773.95 724.81	309,582,000 289,926,000	1.25
インド	株式	NTPC LIMITED	公益事業	700,000	370.31 412.30	259,217,000 288,610,000	1.24
中国	株式	CHINA COSCO HOLDINGS-H	運輸	3,000,000	96.09 95.58	288,294,261 286,740,000	1.24

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別および業種別投資比率>

（平成22年 9月30日現在）

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	17.24
		素材	19.07
		資本財	5.75
		運輸	1.95
		耐久消費財・アパレル	1.28
		小売	1.83
		食品・飲料・タバコ	5.54
		家庭用品・パーソナル用品	3.17
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.31
		銀行	6.03
		各種金融	1.55
		保険	3.34
		不動産	0.94
		ソフトウェア・サービス	1.25
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.92
		電気通信サービス	12.21
		公益事業	2.73
		半導体・半導体製造装置	8.06
		小計	96.16
		合計	96.16

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別および業種別の評価金額の比率をいいます。



②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

計算期間末 または各月末	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第 1 期 (平成19年 8月20日)	40,987	40,987	0.9973	0.9973
第 2 期 (平成20年 2月18日)	34,640	38,048	1.0083	1.1075
第 3 期 (平成20年 8月18日)	31,829	31,829	0.8961	0.8961
第 4 期 (平成21年 2月18日)	13,305	13,305	0.3861	0.3861
第 5 期 (平成21年 8月18日)	21,745	21,745	0.6235	0.6235
第 6 期 (平成22年 2月18日)	23,087	23,087	0.6852	0.6852
第 7 期 (平成22年 8月18日)	20,655	20,655	0.6528	0.6528
平成21年 9月末	23,106	—	0.6644	—
平成21年10月末	23,744	—	0.6855	—
平成21年11月末	23,122	—	0.6705	—
平成21年12月末	24,706	—	0.7233	—
平成22年 1月末	22,518	—	0.6664	—
平成22年 2月末	22,073	—	0.6561	—
平成22年 3月末	24,197	—	0.7297	—
平成22年 4月末	24,241	—	0.7415	—
平成22年 5月末	21,076	—	0.6510	—
平成22年 6月末	20,517	—	0.6378	—
平成22年 7月末	20,956	—	0.6573	—
平成22年 8月末	19,720	—	0.6279	—
平成22年 9月末	20,819	—	0.6800	—

(注) 純資産総額は百万円未満切捨て。

②【分配の推移】

計算期間	計算期間末	1口当たりの分配金(円)
第 1 期	平成19年 8月20日	0.0000
第 2 期	平成20年 2月18日	0.1000
第 3 期	平成20年 8月18日	0.0000
第 4 期	平成21年 2月18日	0.0000
第 5 期	平成21年 8月18日	0.0000
第 6 期	平成22年 2月18日	0.0000
第 7 期	平成22年 8月18日	0.0000

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第 1期 (平成19年 1月31日～平成19年 8月20日)	△0.3
第 2期 (平成19年 8月21日～平成20年 2月18日)	11.0
第 3期 (平成20年 2月19日～平成20年 8月18日)	△11.1
第 4期 (平成20年 8月19日～平成21年 2月18日)	△56.9
第 5期 (平成21年 2月19日～平成21年 8月18日)	61.5
第 6期 (平成21年 8月19日～平成22年 2月18日)	9.9
第 7期 (平成22年 2月19日～平成22年 8月18日)	△4.7

(注) 収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



- (1) 以下の情報は、有価証券届出書の「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。
- (2) 当財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、当該有価証券届出書に記載されている財務諸表に添付されております。

DWS世界新興国株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間 (平成22年2月18日現在)	第7期計算期間 (平成22年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	547,748	896,761
親投資信託受益証券	23,342,773,215	20,906,751,022
未収利息	1	1
流動資産合計	23,343,320,964	20,907,647,784
資産合計	23,343,320,964	20,907,647,784
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,477,202	27,781,989
未払受託者報酬	10,016,085	9,285,338
未払委託者報酬	225,361,849	208,920,028
その他未払費用	5,647,425	5,719,980
流動負債合計	255,502,561	251,707,335
負債合計	255,502,561	251,707,335
純資産の部		
元本等		
元本	33,697,175,750	31,641,167,306
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,609,357,347	△10,985,226,857
(分配準備積立金)	632,635,067	652,411,677
元本等合計	23,087,818,403	20,655,940,449
純資産合計	23,087,818,403	20,655,940,449
負債純資産合計	23,343,320,964	20,907,647,784

財務ハイライト情報

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他



(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期計算期間 (自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	第7期計算期間 (自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
営業収益		
受取利息	1,184	314
有価証券売買等損益	2,415,971,882	△791,358,904
営業収益合計	2,415,973,066	△791,358,590
営業費用		
受託者報酬	10,016,085	9,285,338
委託者報酬	225,361,849	208,920,028
その他費用	5,647,425	5,719,980
営業費用合計	241,025,359	223,925,346
営業利益又は営業損失 (△)	2,174,947,707	△1,015,283,936
経常利益又は経常損失 (△)	2,174,947,707	△1,015,283,936
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,174,947,707	△1,015,283,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	153,777,439	8,535,122
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△13,131,402,533	△10,609,357,347
剰余金増加額又は欠損金減少額	766,713,972	713,536,755
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	766,713,972	713,536,755
剰余金減少額又は欠損金増加額	265,839,054	65,587,207
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	265,839,054	65,587,207
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,609,357,347	△10,985,226,857

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期計算期間 (自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	第7期計算期間 (自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受 益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左



ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1 ファンドの沿革	第2 手続等	第3 管理及び運営	第4 ファンドの経理状況	第5 設定及び解約の実績
1 申込（販売）手続等	2 換金（解約）手続等	1 資産管理等の概要	2 受益者の権利等	2 ファンドの現況
		1 資産の評価	1 財務諸表	純資産額計算書
		2 保管	(1) 貸借対照表	(4) 附属明細表
		(3) 信託期間	(2) 損益及び剰余金計算書	(3) 注記表
		(4) 計算期間	(3) 注記表	
		(5) その他	(4) 損益及び剰余金計算書	

※前記の情報については、EDINET（エディネット）でも閲覧することができます。

ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込（販売）
手続等

換金（解約）
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

◆EDINET（エディネット）

Electronic Disclosure for Investors' Network の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は、EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券報告書等を閲覧することができます。



ファンドの概要

ファンドの特徴

ファンド情報の
入手方法

リスクと
留意点

申込(販売)
手続等

換金(解約)
手続等

費用・税金等

ファンドの仕組み
・運用体制

その他

用語解説

約 款

追加型証券投資信託 DWS世界新興国株式ファンド

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

DWS世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として親投資信託の受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

③ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

④ 市況動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時におい

て信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑤ 同一銘柄の新株予約権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

3 収益分配方針

毎決算時（原則として2月18日および8月18日。ただし、同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託 DWS世界新興国株式ファンド 約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事

務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができず。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、

（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金2,000億円を限度として信託金を追加することができるものと、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第47条第2項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の

基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

②この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））は、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③第27条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する証券会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得の申込みをした取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、当該受益権の取得申込みに応じないものとします。

②前項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③委託者は、第1項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の追加信託金の申込みについては、これを受け付けるものとします。

④第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受けた日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消

費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤前項の手数料の額は、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ定めるものとします。

⑥第4項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑦委託者は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による受益権の取得申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができず。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等にお

いて、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益証券の譲渡の對抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条および第23条に定めるものに限りません。）

ハ 金銭債権

ニ 約束手形

2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、ドイチエ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とするDWS世界新興国株式マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1 株券または新株引受権証券

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融

商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11 コマーシャル・ペーパー

12 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるものの以外のもの

16 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18 オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

19 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

22 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用す

ることを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 コール・プット

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④委託者は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託の受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託の信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第28条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。

②前項の取扱いは、第21条から第23条まで、第25条、第27条、第32条および第33条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引

所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができます。ものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号に掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします（以下同じ。）。

②委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

③委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変

動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができず。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④前項において親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができず。

1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができず。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信託業務の委託等）

第28条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- 4 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1 信託財産の保存に係る業務

2 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4 受託者が行う業務の遂行にとつて補助的な機能を有する行為

第29条 （削除）

（混雑寄託）

第30条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混雑寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることができません。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることがあります。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることにも、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができない方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益

証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約および有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受益者による資金の立替え)

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受益者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までその

金額を見積もり得るものがあるときは、受益者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受益者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定め

ます。

(信託の計算期間)

第37条 この信託の計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第38条 受益者は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受益者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）および受益者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにに行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は実際に支払う金額の支払いを受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支払いを受けることもできます。

③ 前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらじめ委託者が定めた範囲内でか

かる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

④ 第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了の時に信託財産から支払われます。

(信託報酬等の総額)

第40条 委託者および受益者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10.0000分の188の率を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受益者との間の配分は別に定めるものとします。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1 配当金、利金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受益者の免責)

第42条 受益者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第43条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日まで、一部解約金については第43条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 一部解約金は、第46条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、

て行うものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑦ 前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金について第43条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに償還金について第43条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(受益権の買取り)

第45条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者の請求があるときは、当該証券会社および登録金融機関が定める単位をもってその受益権を買取ることができ、ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、受益権の買取請求の受付けは行いません。

② 前項の場合、受益権の買取価額は、買取請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該買取りに關して当該買取りを行う委託者の指定する証券会社および登録金融機関に係る源泉徴収税額に相当する金額を控除した額とします。

③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、委託者と協議のうえ第1項による受益権の買取の受付けを中止することおよびすでに受付けた受益権の買取の受付けを取り消すことができます。

④ 前項により受益権の買取りの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額

の計算日に買取りを受付けたものとして第2項の規定に準じて計算された価額とします。

(一部解約)

第46条 受益者（第45条第1項における委託者の指定する証券会社および登録金融機関を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、別に定める現地の証券取引所等の休業日には、一部解約の実行請求の受付けは行いません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

④ 信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受託者がするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第47条 委託者は、第4条の規定による信託終了日前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信

託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合には、受益者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出します。

③委託者は、前2項の事項において、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項に基づく信託契約の解約をしません。

⑥委託者は、前項に基づきこの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引

き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することであり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項に基づくこの信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、前項に基づきこの信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行

いません。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第47条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することがあります。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日(信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託者 株式会社りそな銀行

I 別に定める現地の証券取引所等

信託約款第12条第1項、第45条第1項および第46条第1項における「別に定める現地の証券取引所等」とは次のものとします。

フランクフルト証券取引所
フランクフルトの銀行

親投資信託

DWS世界新興国株式マザーファンド

約 款

運用の基本方針

信託約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

主として、ブラジル、ロシア、インド、中国（香港を含む）など新興国（以下「主要投資対象国」といいます。）のいずれかの証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。）に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式および預託証券等（以下総称して「株式等」といいます。）のうち、主要投資対象国において主たる企業活動を展開する企業、本店が所在する企業の株式等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 高い経済成長が期待されている主要投資対象国の企業の株式等に投資します。
- ② 主要投資対象国で主たる企業活動を展開する先進国の企業の株式等や先進国の証券取引所に上場されている主要投資対象国の企業の株式等に投資することもあります。
- ③ 株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション

- 取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 市場動向および資金動向等によつては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であつて当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

親投資信託

DWS世界新興国株式マザーファンド 約 款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とする。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができず。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとし、

(信託の目的、金額および追加信託金の限度額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

②委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第41条第1項および第2項、第44条第1項、第45条第1項、第47条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第6条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権については、1,000億円を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます)の処理を行う前の信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額(以下「純資産総額」といいます。)を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

②第25条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし、

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にするごとに差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

②委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

②前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。))
イ有価証券
ロデリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条および第21条に定めるものをいいます。)

ハ金銭債権
ニ約束手形

2 次に掲げる特定資産以外の資産
イ為替手形

(運用の指図範囲等)

第13条 委託者(第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第23条、第25条、第30条から第32条まで同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとし、

1 株券または新株引受権証券

2 国債証券

3 地方債証券

4 特別の法律により法人の発行する債券

5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。

6 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)

11 コーポレート・ペーパー

12 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券

13 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

15 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。)

16 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。)

または外国投資証券で投資法人債券に類する証券

17 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

18 オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

19 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

20 外国法人が発行する譲渡性預金証書

21 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

22 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

23 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

24 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第16号の証券および第13号ならびに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1 預金

2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3 コール・プット

4 手形割引市場において売買される手形

5 貸付債権信託受益証券であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条および第13条第1項および第2項に定める資産への投資を行うことができます。

② 前項の取扱いは、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条および第31条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（運用の権限委託）

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

名称 DWSインベストメント GmbH

所在地 フランクフルト・アム・マイン、D-600327
マインツァー・ラント通り178-190

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

（投資する株式等の範囲）

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の

発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができます。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができますものとし、

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができますものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2 株式分割により取得する株券

3 有償増資により取得する株券

4 売り出しにより取得する株券

5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債

券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

③委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差し入れることの指図をすることができるとします。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができるとします。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

②委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができるとします。

③委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができるとします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができるとします。

②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減

少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

⑤委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図および範囲）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸し付けの指図をすることができるとします。

1株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

②前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第24条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第25条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができるとします。

（信託業務の委託等）

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂

行に懸念がないこと

2委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

4内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるとします。

1信託財産の保存に係る業務

2信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3委託者（第16条に定める運用の権限の委託先を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第27条 （削除）

（混蔵寄託）

第28条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できます。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第29条 信託の登記または登録をすることができると信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やか

に登記または登録をするものとし、

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとし、

ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年8月19日から翌年8月18日までとすることを原則とします。ただし、第一期計算期間は、平成19年1月31日から平成19年8月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定するこの信託の計算期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第37条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第38条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第39条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

(信託契約の一部解約)

第40条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託

がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えたときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払い)

第43条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定に従いま

す。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権

の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第41条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第41条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第51条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第52条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第53条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成19年1月31日(信託契約締結日)

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行





愛称:

りそな BRICsプラス

DWS世界新興国株式ファンド

追加型投信／海外／株式

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

本書は金融商品取引法(昭和23年法律25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社



A member of
Deutsche Bank Group



1. 本書により行うDWS世界新興国株式ファンド（愛称：りそな BRICsプラス）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年5月18日に関東財務局長に提出しており、平成22年5月19日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国の株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。



Contents

●	ファンドの沿革	1
●	手続等	1
	申込（販売）手続等	1
	換金（解約）手続等	3
●	管理及び運営	4
	資産管理等の概要	4
	受益者の権利等	7
●	ファンドの経理状況	8
	財務諸表	11
	ファンドの現況	23
●	設定及び解約の実績	24

ファンドの沿革

平成19年1月31日

信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

手続等

申込（販売）手続等

①取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取り扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約※（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せください。

※販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

②当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うため振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口座の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとなります。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

③申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

④申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

⑤申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

⑥申込代金については、原則として販売会社が定める日ま

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
 - フリーダイヤル 0120-442-785
- （受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）



でに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せください。

⑦取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取消し等

a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付けを制限または停止することができます。

b. 委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。



換金（解約） 手続等

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社の一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の実行の請求の受付けは、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日またはフランクフルトの銀行の休業日に該当する日を除きます。）に一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付けに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取り扱います。
- ② 当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。
- ④ お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。
- ⑤ 解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せください。
- ⑥ 解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、営業所等において支払われます。
- ⑦ 委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為

替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして前記③に準じて計算された価額とします。

（注）前記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

委託会社（ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社）

- ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>
- フリーダイヤル 0120-442-785
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

管理及び運営

資産管理等の概要

(1) 資産の評価

〈基準価額の計算方法等について〉

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の後照会先にお問合せください。

ドイツエ・アセット・マネジメント株式会社

ホームページアドレス <http://www.damj.co.jp/>

フリーダイヤル 0120-4421785

（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

（略称：BRIC）

〈運用資産の評価基準および評価方法〉

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、証券取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2) 保管

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、保管に関する該当事項はありません。

(3) 信託期間

信託契約締結日（平成19年1月31日）から無期限とします。

(4) 計算期間

① 当ファンドの計算期間は、毎年2月19日から8月18日までおよび8月19日から翌年2月18日までとすることを原則とします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 信託の終了

a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が50億口を下回ることとなったとき、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しよう



とする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記 a. の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託契約の解約をしません。

- e. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f. 前記 c. から e. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、前記 c. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるとのとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則とし

て公告を行いません。

- c. 前記 b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- d. 前記 c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 a. の信託約款の変更をしません。

- e. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記②の規定にしたがいます。

④委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- b. 前記 a. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記② d. に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

⑤運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎および信託終了時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産



に係る知られたる受益者に対して交付します。

⑥ 関係法人との契約の更改等

a. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約当初の契約の有効期間は1年間とします。ただし、期間満了3カ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。また、委託会社または販売会社は、他方に対して書面による通知を3カ月前になすことにより当該契約を解約することができます。

b. 投資顧問契約

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

⑦ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記②の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑨ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩ 信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めめます。

⑪ 再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。



受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持つに依りて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

②償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持つに依りて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、

受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

③受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

④反対者の買取請求権

前記「資産管理等の概要⑤その他」の「①信託の終了」または「②信託約款の変更」のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記「資産管理等の概要⑤その他」の「①信託の終了b.」または「②信託約款の変更b.」に規定する公告または書面に付記します。

⑤帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。



ファンドの経理状況

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第6期計算期間（平成21年8月19日から平成22年2月18日まで）については改正前の、第7期計算期間（平成22年2月19日から平成22年8月18日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期計算期間（平成21年8月19日から平成22年2月18日まで）及び第7期計算期間（平成22年2月19日から平成22年8月18日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。



独立監査人の監査報告書

平成22年3月17日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鷗田 大矢

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成21年8月19日から平成22年2月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS世界新興国株式ファンドの平成22年2月18日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



独立監査人の監査報告書

平成22年9月15日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

鴫田 光夫



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS世界新興国株式ファンドの平成22年2月19日から平成22年8月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS世界新興国株式ファンドの平成22年8月18日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



DWS世界新興国株式ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期計算期間 (平成22年2月18日現在)	第7期計算期間 (平成22年8月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	547,748	896,761
親投資信託受益証券	23,342,773,215	20,906,751,022
未収利息	1	1
流動資産合計	23,343,320,964	20,907,647,784
資産合計	23,343,320,964	20,907,647,784
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,477,202	27,781,989
未払受託者報酬	10,016,085	9,285,338
未払委託者報酬	225,361,849	208,920,028
その他未払費用	5,647,425	5,719,980
流動負債合計	255,502,561	251,707,335
負債合計	255,502,561	251,707,335
純資産の部		
元本等		
元本	33,697,175,750	31,641,167,306
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,609,357,347	△10,985,226,857
(分配準備積立金)	632,635,067	652,411,677
元本等合計	23,087,818,403	20,655,940,449
純資産合計	23,087,818,403	20,655,940,449
負債純資産合計	23,343,320,964	20,907,647,784



(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期計算期間 (自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	第7期計算期間 (自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
営業収益		
受取利息	1,184	314
有価証券売買等損益	2,415,971,882	△791,358,904
営業収益合計	2,415,973,066	△791,358,590
営業費用		
受託者報酬	10,016,085	9,285,338
委託者報酬	225,361,849	208,920,028
その他費用	5,647,425	5,719,980
営業費用合計	241,025,359	223,925,346
営業利益又は営業損失 (△)	2,174,947,707	△1,015,283,936
経常利益又は経常損失 (△)	2,174,947,707	△1,015,283,936
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,174,947,707	△1,015,283,936
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	153,777,439	8,535,122
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△13,131,402,533	△10,609,357,347
剰余金増加額又は欠損金減少額	766,713,972	713,536,755
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	766,713,972	713,536,755
剰余金減少額又は欠損金増加額	265,839,054	65,587,207
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	265,839,054	65,587,207
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△10,609,357,347	△10,985,226,857



(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第6期計算期間 (自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	第7期計算期間 (自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第6期計算期間 (平成22年2月18日現在)	第7期計算期間 (平成22年8月18日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	33,697,175,750口	31,641,167,306口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,609,357,347円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,985,226,857円です。
3. 計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6852円 (6,852円)	0.6528円 (6,528円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第6期計算期間 (自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	第7期計算期間 (自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.3%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(129,802,110円)、収益調整金(31,381,243円)、分配準備積立金(502,832,957円)より、分配対象収益は、664,016,310円(1万口当たり197円)であります。今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(62,187,196円)、収益調整金(33,596,990円)、分配準備積立金(590,224,481円)より、分配対象収益は、686,008,667円(1万口当たり216円)であります。今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第6期計算期間 (自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	第7期計算期間 (自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	—	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及



		び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。 運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。
--	--	--

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期計算期間 (平成22年2月18日現在)	第7期計算期間 (平成22年8月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済されることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第6期計算期間(平成22年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額 (円)	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	23,342,773,215	2,327,014,479
合計	23,342,773,215	2,327,014,479

第7期計算期間(平成22年8月18日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△786,232,173
合計	△786,232,173

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。



(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第6期計算期間 (平成22年2月18日現在)	第7期計算期間 (平成22年8月18日現在)
元本の推移		
期首元本額	34,876,561,682円	33,697,175,750円
期中追加設定元本額	861,746,927円	210,658,295円
期中一部解約元本額	2,041,132,859円	2,266,666,739円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表
(ア)株式
該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	D W S 世界新興国株式マザー ファンド	27,018,287,700	20,906,751,022	
合計		27,018,287,700	20,906,751,022	

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。



(参考情報)

当ファンドは「DWS世界新興国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS世界新興国株式マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

区分	(平成22年2月18日現在)	(平成22年8月18日現在)
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,518,904,165	1,309,710,744
コール・ローン	95,650,630	90,565,346
株式	24,058,820,483	21,598,185,563
派生商品評価勘定	—	134,100
未収入金	—	32,831,053
未収配当金	50,284,172	90,325,568
未収利息	183	173
流動資産合計	25,723,659,633	23,121,752,547
資産合計	25,723,659,633	23,121,752,547
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,184,164	1,374,849
その他未払費用	—	4,283
流動負債合計	4,184,164	1,379,132
負債合計	4,184,164	1,379,132
純資産の部		
元本等		
元本	32,010,799,126	29,880,233,087
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	△6,291,323,657	△6,759,859,672
元本等合計	25,719,475,469	23,120,373,415
純資産合計	25,719,475,469	23,120,373,415
負債純資産合計	25,723,659,633	23,121,752,547



(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	(自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	株式につきましては移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。	同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成22年2月18日現在)	(平成22年8月18日現在)
1. 受益権の総数	32,010,799,126口	29,880,233,087口
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,291,323,657円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は6,759,859,672円です。
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8035円 (8,035円)	0.7738円 (7,738円)



(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	(自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
1. 金融商品に対する取組方針	—	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	—	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	—	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況など様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。 運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成22年2月18日現在)	(平成22年8月18日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	—	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3) デリバティブ取引



		(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(平成22年2月18日現在)

種類	貸借対照表計上額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	24,058,820,483	1,907,949,750
合計	24,058,820,483	1,907,949,750

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年8月19日から平成22年2月18日まで)を指しております。

(平成22年8月18日現在)

種類	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	1,162,747,479
合計	1,162,747,479

(注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年8月19日から平成22年8月18日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成21年8月19日 至 平成22年2月18日)	(自 平成22年2月19日 至 平成22年8月18日)
1. 取引の内容	当親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	—
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。	—
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	—
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	—
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用部が行っております。	—
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	—



II 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

区分	種類	(平成22年2月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	279,407,398	—	283,591,562	△4,184,164
	合計	279,407,398	—	283,591,562	△4,184,164

区分	種類	(平成22年8月18日現在)			
		契約額等 (円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	288,705,915	—	289,946,664	△1,240,749
	合計	288,705,915	—	289,946,664	△1,240,749

(注1) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①同計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(注2) デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(平成22年2月18日現在)	(平成22年8月18日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	33,219,943,074円	32,010,799,126円
期中追加設定元本額	568,175,943円	129,667,892円
期中一部解約元本額	1,777,319,891円	2,260,233,931円
期末元本額	32,010,799,126円	29,880,233,087円
2. 元本の内訳		
DWS 世界新興国株式ファンド	29,051,366,790円	27,018,287,700円
DWS グローバル新興国株投信	2,778,317,478円	2,674,458,307円
DWS 世界新興国株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	181,114,858円	187,487,080円



(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	GAZPROM RTS CLASSIC	700,000	5.39	3,773,000.00	
	LUKOIL-SPON ADR	200,000	54.20	10,840,000.00	
	OAQ GAZPROM SPON ADR	300,000	21.48	6,444,000.00	
	OAQ ROSNEFT OIL CO-GDR	500,000	6.67	3,335,000.00	
	POSCO-ADR	50,000	105.78	5,289,000.00	
	SILVER WHEATON CORP	200,000	20.81	4,162,000.00	
	STERLITE INDUSTRIES INDI-ADR	200,000	13.65	2,730,000.00	
	ICICI BANK LTD-SPON ADR	80,000	41.56	3,324,800.00	
	SBERBANK-CLS	1,000,000	2.68	2,680,000.00	
	AMERICA MOVIL-ADR SERIES L	140,000	50.35	7,049,000.00	
	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	125,000	22.21	2,776,250.00	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	1,100,000	9.88	10,868,000.00	
	YINGLI GREEN ENERGY HOLD-ADR	220,000	10.90	2,398,000.00	
	小計			65,669,050.00 (5,614,703,775)	
カナダドル	IAMGOLD CORP	300,000	19.23	5,769,000.00	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	130,000	24.15	3,139,500.00	
	小計			8,908,500.00 (738,069,225)	
メキシコペソ	GRUPO FINANCIERO BANORTE-O	250,000	48.19	12,047,500.00	
	AMERICA MOVIL SA DE C SER L	1,119,000	31.84	35,628,960.00	
	小計			47,676,460.00 (323,723,163)	
ブラジルレアル	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	400,000	20.47	8,188,000.00	
	OSX BRASIL SA	10,000	529.49	5,294,900.00	
	PETROBRAS-PETROLEO BRAS	500,000	32.31	16,155,000.00	
	VALE SA-PREF A	400,000	43.97	17,588,000.00	
	LUPATECH SA	70,000	20.78	1,454,600.00	
	ALL AMERICA LATINA LOGISTICA	200,000	16.01	3,202,000.00	
	PDG REALTY SA	300,000	18.31	5,493,000.00	
	JBS SA	814,600	7.72	6,288,712.00	
	NATURA COSMETICOS SA	50,000	42.93	2,146,500.00	
	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	300,000	16.60	4,980,000.00	
	CIELO SA	400,000	15.75	6,300,000.00	
	CIA DE TRANSMISSAO DE ENE-PF	80,000	48.00	3,840,000.00	
	ELETROPAULO METROPOLI-PREF B	100,000	32.90	3,290,000.00	
	小計			84,220,712.00 (4,107,444,124)	
香港ドル	CHINA COAL ENERGY CO - H	1,500,000	11.14	16,710,000.00	
	SINOFERT HOLDINGS LTD	3,500,000	3.99	13,965,000.00	
	CHINA RAILWAY GROUP LTD - H	3,500,000	5.64	19,740,000.00	
	CHINA RAILWAYS CONSTRUCTION-H	1,500,000	10.16	15,240,000.00	
	CHINA COSCO HOLDINGS-H	1,500,000	9.05	13,575,000.00	
	BELLE INTERNATIONAL HOLDINGS	1,000,000	13.00	13,000,000.00	
	GOME ELECTRICAL APPLIANCES	4,150,000	2.25	9,337,500.00	
	PARKSON RETAIL GROUP LTD	500,000	13.50	6,750,000.00	
	CHINA MENGNIU DAIRY CO	1,000,000	23.35	23,350,000.00	
	CHINA YURUN FOOD GROUP LTD	750,000	26.95	20,212,500.00	
	UNI-PRESIDENT CHINA HOLDINGS	3,000,000	4.37	13,110,000.00	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	250,000	69.75	17,437,500.00	
	BANK OF CHINA LTD - H	6,000,000	4.04	24,240,000.00	
	IND & COMM BK OF CHINA - H	7,000,000	5.73	40,110,000.00	
	CHINA LIFE INSURANCE CO-H	1,000,000	33.75	33,750,000.00	
	PING AN INSURANCE GROUP CO-H	600,000	64.20	38,520,000.00	
	ALIBABA.COM LTD	1,500,000	15.24	22,860,000.00	
	CHINA MOBILE LTD	700,000	84.10	58,870,000.00	
	CHINA UNICOM HONG KONG LTD	1,000,000	10.50	10,500,000.00	
	XINAO GAS HOLDINGS LTD	1,000,000	18.22	18,220,000.00	



小計				429,497,500.00 (4,724,472,500)	
インドネシアルピア	ANEKA TAMBANG TBK PT	5,000,000	2,075.00	10,375,000,000.00	
	TELEKOMUNIKASI TBK PT	1,500,000	8,550.00	12,825,000,000.00	
	PERUSAHAAN GAS NEGARA PT	2,000,000	4,100.00	8,200,000,000.00	
小計				31,400,000,000.00 (301,440,000)	
韓国ウォン	KT&G CORP	60,000	61,100.00	3,666,000,000.00	
	SK TELECOM	30,000	165,000.00	4,950,000,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	8,000	782,000.00	6,256,000,000.00	
小計				14,872,000,000.00 (1,085,656,000)	
新台湾ドル	AU OPTRONICS CORP	2,600,000	28.95	75,270,000.00	
	HON HAI PRECISION INDUSTRY	750,000	131.50	98,625,000.00	
	MEDIATEK INC	400,799	456.00	182,764,344.00	
小計				356,659,344.00 (955,847,041)	
インドルピー	BHARAT HEAVY ELECTRICALS	80,000	2,475.15	198,012,000.00	
	IVRCL INFRASTRUCTURES & PROJ	600,000	161.90	97,140,000.00	
	LARSEN & TOUBRO LIMITED	100,000	1,773.55	177,355,000.00	
	HINDUSTAN LEVER LIMITED	800,000	265.65	212,520,000.00	
	SUN PHARMACEUTICAL INDUS	80,000	1,706.70	136,536,000.00	
	BHARTI AIRTEL LTD	400,000	316.10	126,440,000.00	
	RELIANCE COMMUNICATIONS LTD	700,000	166.00	116,200,000.00	
	NTPC LIMITED	700,000	194.90	136,430,000.00	
小計				1,200,633,000.00 (2,245,183,710)	
南アフリカランド	GOLD FIELDS LTD	250,000	103.45	25,862,500.00	
	HARMONY GOLD MINING CO LTD	400,000	75.50	30,200,000.00	
	MTN GROUP LTD	600,000	119.20	71,520,000.00	
小計				127,582,500.00 (1,501,646,025)	
合計				21,598,185,563 (21,598,185,563)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 13銘柄	24.3%	26.0%
カナダドル	株式 2銘柄	3.2%	3.4%
メキシコペソ	株式 2銘柄	1.4%	1.5%
ブラジルレアル	株式 13銘柄	17.8%	19.0%
香港ドル	株式 20銘柄	20.4%	21.9%
インドネシアルピア	株式 3銘柄	1.3%	1.4%
韓国ウォン	株式 3銘柄	4.7%	5.0%
新台湾ドル	株式 3銘柄	4.1%	4.4%
インドルピー	株式 8銘柄	9.7%	10.4%
南アフリカランド	株式 3銘柄	6.5%	7.0%

(イ)株式以外の有価証券
該当事項はありません。

②信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記)Ⅱ 取引の時価等に関する事項で記載しております。



【純資産額計算書】

「DWS世界新興国株式ファンド」

(平成22年 9月30日現在)

I 資産総額	20,967,473,800円
II 負債総額	147,666,684円
III 純資産総額(I－II)	20,819,807,116円
IV 発行済数量	30,615,388,661口
V 1単位当たり純資産額(III／IV)	0.6800円

(参考情報)

「DWS世界新興国株式マザーファンド」

(平成22年 9月30日現在)

I 資産総額	24,425,313,202円
II 負債総額	1,208,322,532円
III 純資産総額(I－II)	23,216,990,670円
IV 発行済数量	28,745,270,978口
V 1単位当たり純資産額(III／IV)	0.8077円



設定及び解約の実績

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定数量(口)	解約数量(口)
第 1期 (平成19年 1月31日～平成19年 8月20日)	46,012,057,225	4,915,175,770
第 2期 (平成19年 8月21日～平成20年 2月18日)	4,914,586,098	11,656,852,285
第 3期 (平成20年 2月19日～平成20年 8月18日)	3,359,640,924	2,193,781,659
第 4期 (平成20年 8月19日～平成21年 2月18日)	574,477,864	1,630,243,723
第 5期 (平成21年 2月19日～平成21年 8月18日)	1,257,398,544	845,545,536
第 6期 (平成21年 8月19日～平成22年 2月18日)	861,746,927	2,041,132,859
第 7期 (平成22年 2月19日～平成22年 8月18日)	210,658,295	2,266,666,739

(注) 設定数量には、当初設定数量を含みます。







りそな BRICsプラス
～DWS 世界新興国株式ファンド～